

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

久御山町は山城盆地の中で最も低いところに位置し、町の北西部を宇治川が西流し、南には木津川が北西に流れている。さらには宇治市、城陽市などの上流部から流下する水を集め、町の東部を北流する古川の水が東一口に集まることから、内水を排除する治水対策は町の最重点課題となっている。

過去には昭和28年の台風13号による豪雨により、宇治川左岸が決壊、町全域が水没し壊滅的に被災するといった大惨事に見舞われた。

本町のハザードマップでは、町全域が洪水浸水想定区域であり、木津川が氾濫した場合は5mを超える浸水も予想されている。また、浸水継続時間についてはほぼ全域で72時間(3日間)というシミュレーションである。

(土砂災害：土砂災害警戒区域等指定箇所情報)

土砂災害防止法に基づいた調査では、久御山町に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域はない。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーション(J-SHIS)の地震ハザードカルテによると、震度6弱以上の地震が今後30年間で約56%以上の確率で発生すると言われている。また、駿河湾から四国沖にかけての太平洋側の海溝付近を震源とする大規模な地震が今後30年間に発生する確率は70%~80%と極めて高く、久御山町の地盤は揺れやすく、ひとたび地震が発生すれば建物全壊件数が300件以上と甚大な被害が想定される。

(その他)

町の北東部には昭和初期まで周囲約16kmの巨椋池が存在していた。現在は干拓地となっているが、地盤が低いため内水氾濫のリスクは非常に高く、近年においても大雨により内水氾濫が起こった地区もある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えおそれがある。

感染症は基本的に人と人の接触が大きなリスクとなる。このため感染症拡大時期では、人の移動や接触が制限されることとなり、人対人の接触を前提としている事業活動や業務に大きな制約が生じることとなる。

令和2年に世界的に蔓延した「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」と同様に新たな感染症拡大による事業活動や社会経済活動の停止、さらには企業の経営破綻やサプライチェーンの崩壊等を招く恐れがあり未知の感染症の発生についても、一つの災害リスクとして認識しておく必要がある。

## (2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1,579 事業所
- ・ 小規模事業者数 1,102 事業所

### 【内訳】

久御山町の商工業の構成は、平成 28 年の経済センサス活動調査では製造業が 530 事業所、卸売業・小売業が 357 事業所、建設業が 114 事業所、運輸業・郵便業が 126 事業所、飲食業・サービス業が 309 事業所、医療・福祉業が 41 事業所、その他が 102 事業所となっています。

業種		事業所の立地状況等
商工業者	製造業 運送業	町内中央を南北に通る国道 1 号と第二京阪道路の間に集積している。
	小売業 飲食業	町北部に大型商業施設及び施設内に 114 の店舗がある。また、国道や府道等幹線道路には沿道型店舗が多い。
	建設業	町内に広く分散している。

## (3) これまでの取組

### 1) 本町の取組

- ・ 地域防災計画の策定

久御山町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、久御山町防災会議が作成する計画で、町や防災関係機関が町内における災害予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に定めている。毎年検討のうえ必要があると認めるときは、防災会議に諮り計画の修正を行っている。

- ・ 防災訓練の実施

町総合防災訓練は、行政、関係機関、住民が一体となって、災害発生時の応援・連絡体制や災害対策本部の運営を見直すことで、町の防災力を確認し、地域住民の防災意識の向上を図ることを目的に実施している。

また、自主防災組織による校区防災訓練は、住民の防災意識の高揚と地域住民の防災力を高めることを目的に校区ごとに実施しており、町では地域に根ざした自主防災組織の育成に努めている。

- ・ 出前講座の実施

住民の防災力を高めるとともに、防災知識の普及促進を図るため、自治会等の要望に応じた防災対策に関する出前講座を実施している。

- ・ 防災備品の備蓄

災害時に備え、保存食や飲料水など非常用食料、生理用品や紙オムツなどの生活必需品、避難所用テントや簡易ベッドなど資機材等の備蓄を整備している。また、食料などの備蓄物資は、耐用年数、消費期限に応じて随時入替えを行うなど、計画的に管理を行っている。

- ・ 応援協定の締結  
災害時に被災者への迅速な応援対策や被災地の復興を目指すため、関係機関、企業、事業所等と施設の開放や物資・役務の提供など各種支援に関する災害応援協定を締結している。

- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（感染症対策）  
新型インフルエンザ等の対策を町の危機管理における課題と位置づけ、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること、住民生活及び住民経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として、対策を各段階に応じて実施している。

## 2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業継続力強化計画等の事業者BCPの策定の推進
- ・ 損保会社と連携した損害保険への加入促進  
事業経営上のリスク補償保険「ビジネス総合保険」を損保会社数社との連携で運用している。
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯、ヘルメット、マスク、消毒液等）を備蓄
- ・ 久御山町が実施する防災訓練への参加・協力を事業者にも要請

## II 課題

現状では、緊急時の取組について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。さらに、保険・共済に対する助言を行える当会経営支援員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンスとして保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と本町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ○成果目標（期間中）

事業継続力強化計画等の事業者BCP策定数 10 社（新規）

※その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年7月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と本町の役割分担、体制を整備し、連携して下記の事業を実施する。

### ＜1. 事前の対策＞

- ・ 令和3年度に改訂した「久御山町地域防災計画」や「久御山町国土強靱化地域計画」及び令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大に係り、京都府及び全国商工会連合会の方針等に基づき策定された「京都府商工会連合会 新型コロナウイルス商工会職員感染症等の対応・業務継続マニュアル」等について、本計画との整合性を柔軟に合致させながら、多発する自然災害や事故、感染症など様々な経営リスクから小規模事業者を守り、事業継続を支援する。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営支援時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報（DM）、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、流言飛語に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 久御山町商工会事業継続計画（BCP）の作成

令和5年4月作成予定

#### 3) 関係団体等との連携

- ・ 当会は京都府商工会連合会、損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、事業者を対象とした啓発セミナーを開催する。さらに商工会職員との勉強会、連絡会等の機会を設け、情報交換等を行う。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 当会及び本町の担当部署間で状況確認や改善点等について定期的な協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（水害や震度6弱以上の地震）が発生したと仮定し、当会と本町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に当会職員の安否確認を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と本町で共有する。
- ・国内でウイルス等の感染者が発生した場合は、当会職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、当会職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、本町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・当会職員全員が被災する等により当会において応急対策ができない場合は、本町と相互の役割分担を決める。
- ・被害状況を確認し、できる限り2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内100件程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が多数発生している。</li><li>・地区内50件程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10件以上の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内5件以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

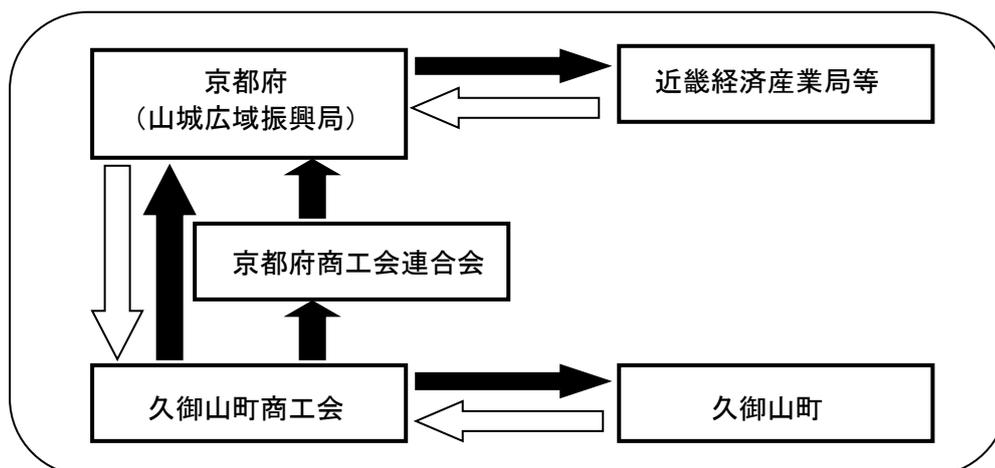
- ・本計画により、当会と本町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1週に2回共有する
2週間～1ヶ月	1週に1回共有する
1ヶ月以降	2週に1回共有する

- ・感染症においては本町で取りまとめた「久御山町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。
- ・当会と本町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ決めておく。
- ・当会と本町が共有した情報を、当会又は本町より京都府（山城広域振興局）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と本町が共有した情報を京都府の指定する方法にて当会又は本町より京都府（山城広域振興局）へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、本町と協議を行う（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、府及び町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

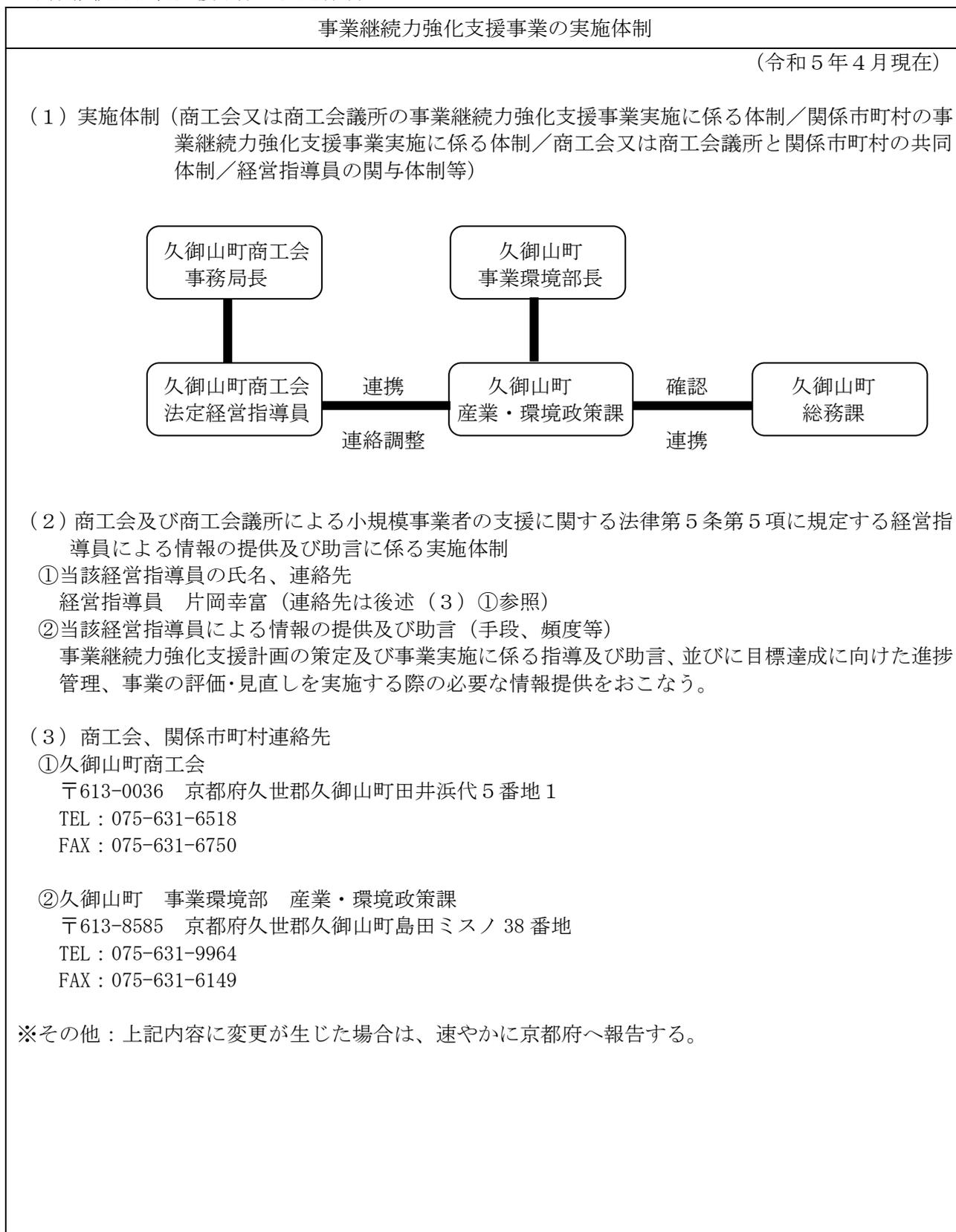
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・京都府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を京都府に相談する。

※その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣事業	50	50	50	50	50
セミナー開催費	50	50	50	50	50
パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、久御山町補助金、京都府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

